

員区分の細分化を行うこととしており、定員の見直しへの取組を阻害しないような仕組みとすることから、定員については入所児童数に応じた設定を行うこと。

## (2) 保育所入所の促進について

### ① 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて

ア 保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」(平成14年2月22日雇児保発第0222001号)において、

i 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、

ii 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、平成17年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せてご了知願いたい。

イ 保育所によっては、育児休業期間終了時を含め、新規に保育所に入所する児童について、いわゆる「ならし保育」が実施されている場合があるが、1～2週間程度の「ならし保育」の間中は、通常の勤務形態による就労が困難となることが多いと考えられることから、「育児休業期間終了時における保育所の弾力的取扱いについて」(平成18年7月5日雇児保発第0705001号)において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させること等の取扱いを行って差し支えないとしたところである。

企業で独自に「ならし保育」に対応するための休暇制度を設けている場合等について、保育所においても、企業の取組に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

### ② 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について